

有害物ばく露作業報告制度及び報告対象物の選定経緯について

1 有害物ばく露作業報告制度

- (1) 労働者の健康障害防止措置を推進する上では、化学物質のリスク評価に基づき健康障害防止措置を導入することが重要である。しかしながら、中小企業等においては、リスクアセスメントの実施等事業者の自律的な化学物質管理が十分でないことから、国自らが労働者の化学物質にばく露する状況を把握し、これをもとに、リスク評価を行い、リスクの程度に応じて特別規則による規制を行うことが必要とされた。
- (2) このため、労働安全衛生法第100条及び同法施行規則第95条の6に基づき、「有害物ばく露作業報告制度」が創設され、労働者に健康障害を生ずるおそれのある一定の化学物質を製造し、又は取り扱う作業場において、当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業を行った場合には、事業者は所轄労働基準監督署長に当該報告を提出しなければならないこととなっている。
- (3) 当該報告対象化学物質は、(改正) 告示により報告を求める物質を指定している。

(参考)

- 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
（報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2・3 （略）

- 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）
（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 報告対象物の選定経緯

労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害物ばく露作業報告の対象物については、上述のとおり、毎年度、厚生労働省告示（改正告示）（「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」）により、報告対象物を指定している。各年度の報告対象物及びその選定理由は以下の通りである。

(1) 平成18年度報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す5物質を選定した。(ただし、混合物・異性体の存在等の理由により、リスク評価手法が確立していない物は除外。)

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること(名称を通知すべき危険物及び有害物)。
- 特化則等で規制されていないこと。
- IARC評価が「1」又は「2A」であること。
- 生産量等が1000トン以上であること。

| | 物の名称 | IARC評価(※) |
|---|-----------|-----------|
| 1 | エピクロロヒドリン | 2A |
| 2 | 塩化ベンジル | 2A |
| 3 | 一・三-ブタジエン | 2A |
| 4 | ホルムアルデヒド | 1 |
| 5 | 硫酸ジエチル | 2A |

※ IARC(国際がん研究機関)における発がん性の評価
 グループ1 : ヒトに対して発がん性がある
 グループ2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

(2) 平成19年度報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す10物質を選定した。(ただし、混合物・異性体の存在等の理由により、リスク評価手法が確立していない物は除外。)

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- IARCの発がん性評価が「1」又は「2A」であること。
- 我が国での取り扱いが確認できないもの、生産量が少ない物(1トン以下)、副次的に発生する物であって、その発生量が少量であるもの(意図的に製造したり、取り扱ったりする物ではないため、製造・取扱量等を把握することができず、本報告制度になじまない)を除く。
- 平成18年告示において、IARC評価が高いにもかかわらずリスク評価手法が確立されていないことにより指定されなかった物については、リスク評価を行うことができるようになったため、平成19年告示で対象とした(クレオソート油、オルトトルイジン、塩化ベンゾイル)。

| | 物の名称 | IARC評価 |
|----|---|--------|
| 1 | 二・三-エポキシ-プロパノール | 2A |
| 2 | 塩化ベンゾイル | 2A |
| 3 | オルトトルイジン | 2A |
| 4 | クレオソート油 | 2A |
| 5 | 一・二・三-トリクロロプロパン | 2A |
| 6 | ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く。) | 1 |
| 7 | ^ひ 砒素及びその化合物(三酸化 ^ひ 砒素を除く。) | 1 |
| 8 | フェニルオキシラン | 2A |
| 9 | ^{ふっ} 弗化ビニル | 2A |
| 10 | ブロモエチレン | 2A |

(3) 平成20年報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す44物質を選定した。(ただし、混合物・異性体の存在等の理由により、リスク評価手法が確立していない物は除外。)

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
 - ア IARCの発がん性評価が「1」又は「2A」のもの
 - イ EU(欧州連合)の発がん性分類において、「1」又は「2」と評価されているもの
- ※ EU発がん性分類
 - 1: ヒトに対して発がん性があることが知られている物質
 - 2: ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質
- 平成18年度、19年度において、我が国での取り扱いが確認できないもの、生産量が少ない物(1トン以下)、副次的に発生する物であって、その発生量が少量であるものとして除外したものについても、ばく露作業報告により取り扱いの有無を確認するため対象とした。

| | 物の名称 | 発がん性評価 | |
|----|---|--------|----|
| | | IARC | EU |
| 1 | アルファ・アルファジクロロトルエン | 2A | |
| 2 | イソプレン | | 2 |
| 3 | ウレタン | 2A | 2 |
| 4 | 二・三-エポキシプロピル=フェニルエーテル | | 2 |
| 5 | オルト-アニシジン | | 2 |
| 6 | オルト-ニトロアニソール | | 2 |
| 7 | オルト-ニトロトルエン | | 2 |
| 8 | 二-クロロ-三-ブタジエン | | 2 |
| 9 | 四-クロロ-ニ-メチルアニリン及びその塩酸塩 | 2A | 2 |
| 10 | コバルト化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。) | | 2 |
| 11 | 酸化プロピレン | | 2 |
| 12 | ジアゾメタン | | 2 |
| 13 | 二・四-ジアミノアニソール | | 2 |
| 14 | 四・四'-ジアミノジフェニルエーテル | | 2 |
| 15 | 四・四'-ジアミノジフェニルスルフィド | | 2 |
| 16 | 四・四'-ジアミノ-三・三'-ジメチルジフェニルメタン | | 2 |
| 17 | 二・四-ジアミノトルエン | | 2 |
| 18 | 一・四-ジクロロ-ニ-ブテン | | 2 |
| 19 | 二・四-ジニトロトルエン | | 2 |
| 20 | 一・ニ-ジブromoエタン(別名EDB) | 2A | 2 |
| 21 | 一・ニ-ジブromo-三-クロロプロパン | | 2 |
| 22 | ジメチルカルバモイル=クロリド | 2A | 2 |
| 23 | N・N-ジメチルニトロソアミン | 2A | 2 |
| 24 | ジメチルヒドラジン | 2A | 2 |
| 25 | 一・四・七・八-テトラアミノアントラキノン(別名ジスパーズブルー) | | 2 |
| 26 | N-(一・一・二・ニ-テトラクロロエチルチオ)-一・二・三・六-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル) | 2A | 2 |

| | | | |
|----|-------------------------|-----|---|
| 27 | 五-ニトロアセナフテン | | 2 |
| 28 | 二-ニトロプロパン | | 2 |
| 29 | パラ-フェニルアゾアニリン | | 2 |
| 30 | ヒドラジン | | 2 |
| 31 | フェニルヒドラジン | | 2 |
| 32 | 一・三-プロパンスルトン | | 2 |
| 33 | プロピレンイミン | | 2 |
| 34 | ヘキサクロロベンゼン | | 2 |
| 35 | ヘキサメチルホスホリックトリアミド | | 2 |
| 36 | ベンゾ [a] アントラセン | | 2 |
| 37 | ベンゾ [a] ピレン | 1 | 2 |
| 38 | ベンゾ [e] フルオラセン | | 2 |
| 39 | メタンスルホン酸メチル | 2 A | |
| 40 | 二-メチル-四- (ニ-トリルアゾ) アニリン | | 2 |
| 41 | 四・四' -メチレンジアニリン | | 2 |
| 42 | 二-メトキシ-五-メチルアニリン | | 2 |
| 43 | りん化インジウム | 2 A | |
| 44 | りん酸トリス (二・三-ジブromoプロピル) | 2 A | |

(4) 平成21年度報告対象物

以下の選定基準により、下表に示す20物質を選定した。(ただし、混合物・異性体の存在等の理由により、リスク評価手法が確立していない物は除外。)

[選定基準]

- 施行令別表第9に掲載されていること。
- 特化則等で規制がないこと。
- 発がん性の知見が次のいずれかに該当すること。
 - ア 発がん性の知見についてこれらに平成18・19年度の対象物質に準じる物質 (IARCの発がん性評価が「2B」のもの) (19物質)。
 - イ 学識者より「リスク評価を行うべき」とされた物・・・インジウム及びその化合物
 - ※ 「平成20年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」における「りん化インジウム」(IARCのグループ2A)の検討において、「インジウム及びその化合物」全体についてリスク評価を行うべきとされたもの。
- 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) 又は日本産業衛生学会において許容濃度が勧告されているもの
- ただし、POPs条約 (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) 対象物質等国内での製造・輸入・使用が禁止されている物質については、除外。

| | 物の名称 | 発がん性評価 |
|---|--------------|---------------|
| | | IARC |
| 1 | アクリル酸エチル | 2B |
| 2 | アセトアルデヒド | 2B |
| 3 | アンチモン及びその化合物 | 2B |
| 4 | インジウム及びその化合物 | りん化インジウムは「2A」 |
| 5 | エチルベンゼン | 2B |
| 6 | カテコール | 2B |
| 7 | キシリジン | 2B |

| | | |
|----|------------------------------------|-----|
| 8 | コバルト及びその化合物 | 2 B |
| 9 | 酢酸ビニル | 2 B |
| 10 | 酸化チタン(IV) | 2 B |
| 11 | 一・三・ジクロロプロペン | 2 B |
| 12 | ジメチル・二・ニ・ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP) | 2 B |
| 13 | テトラニトロメタン | 2 B |
| 14 | ナフタレン | 2 B |
| 15 | ニトロベンゼン | 2 B |
| 16 | ニトロメタン | 2 B |
| 17 | パラ・ジクロロベンゼン | 2 B |
| 18 | 四・ビニル・シクロヘキセン | 2 B |
| 19 | 四・ビニルシクロヘキセンジオキシド | 2 B |
| 20 | ヘキサクロロエタン | 2 B |

※ IARC (国際がん研究機関) における発がん性の評価
グループ 2 B : ヒトに対して発がん性の可能性がある